

2018年5月17日

静岡県教育委員会  
教育長 木苗直秀様.

## 特別支援教育の教育環境整備に関する要望書

静岡市静岡手をつなぐ育成会  
会長 中村 章次

静岡県の特別支援教育に対する日ごろからのご尽力に、感謝申し上げます。

また、私達「手をつなぐ育成会」の活動にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

障害児・者を取り巻く環境は、様々な問題点を抱えながらも、全体としては前進改善される方向に進んでいることは間違いありません。

障害者の権利条約が批准され、障害者虐待防止法の制定、障害者差別解消法・合理的配慮等の法整備がなされ、障がいを持つ人の「学ぶ権利」、「働く権利」、「生きる権利」など、法的には大きく前進しているところであります。

さて、育成会はこれまで障がいを持つ人の人権や人格の尊重と、一人ひとりが自立をして社会参加する事など、権利擁護のために様々な活動をしてまいりました。

昨年、障害者差別解消法と合理的配慮の法整備がなされたことを機に、静岡北特別支援学校及び南の丘分校、中央特別支援学校、静大附属特別支援学校に通う生徒の保護者から、特別支援教育についての意見をいただくアンケートを実施したところ、70%の方から回答を得られました。その結果、現在受けている特別支援教育に対し、感謝の声が届く一方で、解決や対策を求める様々な声も届き、今後の課題が浮き彫りになって参りました。

これらの課題につきましては、障害児・者と家族の努力だけでは解決する事が困難な事も多く、行政の力強い支援が必要となっております。

静岡県教育委員会をはじめ行政全体が、特別支援教育のさらなる発展と充実に向けて、引き続きご尽力くださることを心より強く願っています。

つきましては、解決を望む課題として挙げた以下の項目に関して、ご検討を早急にお願ひ申し上げます。

# 緊 急 要 望 書

学校名：静岡県立静岡北特別支援学校

下記の点は、日本国憲法で保障された「国民は誰でも等しく教育を受ける権利を有する」に対する侵害に当たると考えられます。また、障害を持っている人々への差別的取り扱いや合理的配慮に欠けている実態が続いており、早急に対応して下さい。

【教育を受ける権利、教育を受けさせる権利】すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。(日本国憲法 第26条) 【教育の機会均等】1、すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種・信条・性別・社会的身分・経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。2、国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。(教育基本法 第4条)

## 【短期的課題】

1. 高等部プレハブ校舎を20年近く、教室として使用しています。  
早急に対応し高等教育の学びを保障して下さい
2. 高等部の教室が6教室不足しています。早急に必要数の教室確保と特別教室の確保して下さい。
3. 高等部の生徒には、一人一脚の机がなく、長机で教育が行なわれています。生徒個々の机とイスを早急に配置して学習に専念できる環境を整備して下さい。
4. 高等部校舎の各階に、男女別のトイレを至急設置し、生徒が安心して学べる生活環境を整備して下さい。
5. 図書館整備について、生徒総数に合った状態に机・椅子等整備して下さい。

## 【長期的課題】

1. 静岡北特別支援学校の老朽化した校舎の建て替えを行う。
2. 狭隘化対策と遠距離通学の解消のため、駿河区に特別支援学校を建設する。
3. 特別支援学級の教育内容・及び教育の質の向上、教職員配置の適正化への指導を強化してください。

小学部は複式学級の場合、年齢差も考慮のうえ、適切な教員の配置が必要不可欠と思われます。

複式学級の場合、1年生から6年生まで合わせて8名までを一人の担任制では一人ひとりに合った個別支援教育は難しいと考えられます。

4. インクルーシブ教育システムの目指すところを明確にし、教育予算の増額など、目に見える形での推進をお願いします。